

滋賀県原油価格・物価高騰等対策土地改良区等緊急支援事業補助金交付要綱

	滋耕農基 第299号
	令和4年 7月 1日
	滋耕農基 第442号
一部改正	令和4年12月13日
	滋耕農基 第338号
一部改正	令和5年 9月 1日
	滋耕農基 第117号
一部改正	令和6年 3月 12日
	滋耕農基 第382号
一部改正	令和6年 9月 1日

(目的)

第1条 知事は、原油価格高騰による電力料金の値上がりなどにより農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、土地改良区等（土地改良区、土地改良区連合および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ。）が管理する、県営土地改良事業をはじめとする県から補助を受けて造成された農業水利施設に要する電気料金に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設、補助金額および事業主体)

第2条 補助対象施設は、県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した農業水利施設とし、対象とする電気料金は令和6年3月使用分から令和6年10月使用分までとする。

- 2 補助金の額は、使用電力量に燃料調整費増嵩単価を乗じた額の土地改良区等負担相当分のうち3分の2以内とし、その算定方法は別紙1のとおりとする。
- 3 事業主体は、電力料金を負担している土地改良区等とする。

(事業の採択)

第3条 事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第1号）を令和6年1月20日までに次に掲げる書類を添え知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書

- 2 知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象施設を決定し、採択通知書（別記様式第2号）により事業主体へ採択内容を通知するものとする。
- 3 事業主体は、事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、承認を得るものとする。

(補助金交付申請および実績報告)

第4条 事業主体は、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 出来高調書（別記様式第5号）

(2) 役員名簿等

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、別記様式第6号により通知するものとする。

3 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

4 事業主体は、第1項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定および請求)

第5条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

(標準事務処理期間)

第6条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定

規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内

(書類の経由)

第7条 事業主体は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類を所管の農業農村振興事務所長あて提出するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第8条 事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 事業主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費

税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 10 条 事業主体は、第 3 条の規定に基づく採択申請、第 4 条の規定に基づく交付申請、第 9 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に限り適用する。

付 則

1. この要綱は令和 6 年 3 月 12 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に限り適用する。

2. この通知による改正前の本要綱により実施する事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は令和 6 年 9 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金に限り適用する。

別紙1 据助金額の算定方法

(1) 事業主体に対する据助金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{据助金の額} = (\text{電気代高騰額} - \text{従来補助相当額} - \text{その他補助金等の額}) \times 2 / 3$$

電気代高騰額=令和6年度の使用電力量×令和6年度の燃料調整費増嵩単価

(2) 令和6年度の燃料調整費増嵩単価は次の通りとし、その額は別記様式第5号(補)で示す通りとする。

ア：低圧受電施設の燃料調整費増嵩単価は、令和3年3月から令和3年10までの燃料費調整費単価と、令和6年同月の燃料費調整費単価との差額とする。

イ：特別高圧受電施設、高圧受電施設の燃料調整費増嵩単価については、令和3年3月から令和3年10までの燃料費調整費単価と、関西電力株式会社が令和6年4月1日から増額した電力量料金単価と令和6年度の各月の燃料費調整単価の合計額との差額とする。

(3) 従来補助相当額とは、電気代高騰額に対する水利施設管理強化事業（水利施設管理事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号））の一般型および基幹水利施設管理事業幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号））の一般型による補助金相当額をいう。

(4) その他補助金等の額とは、農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金交付要綱（令和5年3月22日付け滋耕農基第116号）による助成金のほか、市町が単独で行う電気料金高騰分に対する助成金の額をいう。